

第 号  
年 月 日

様

野田市長

㊟

保育所等利用決定（却下）通知書

年 月 付けで申込みのありました保育所等の利用については、次のとおり決定したので、野田市保育所等の利用に関する規則第5条第1項の規定により通知します。

決 定 事 項	決 定 却 下
利用する児童の 氏名及び生年月日	年 月 日生
利用する保育所等 の名称及び所在地	
保育の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
却下の場合の理由	
摘 要	
備考 1 保育所等利用申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2 保育所等の利用期間中であっても、野田市保育所等の利用に関する規則第8条第1項の規定に該当するときは、保育の利用を解除します。	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。